

売買取引条件

令和7年4月1日

横浜丸魚株式会社 川崎北部支社

川崎市中央卸売市場業務条例第42条の規定により、以下のとおり売買取引条件等を公表いたします。

営業日及び営業時間	川崎市中央卸売市場業務条例及び北部市場の販売時刻に関する要領に規定(休開市日については当社ホームページ「カレンダー」をご覧ください)		
取扱品目	生鮮水産物及びその加工品並びに冷凍食品その他規則で定める加工食料品及び市長が承認した品目		
取扱物品の引渡しの方法	出荷者	受託契約約款による	
	買受人	別に合意がある場合を除き卸売場	
委託手数料その他の取扱物品の卸売に関して出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額	出荷者	受託契約約款による	
	買受人	契約の定めによる	
取扱物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び方法	出荷者	受託物品は受託約款の定め、買付品は契約による支払日までの日数は最短3日、最長70日	
	買受人	契約の定めによる	
出荷者又は買受人に交付する奨励金の種類、内容及び額	出荷者	種類	出荷奨励金
		内容	年間を通して安定的な出荷の確保と出荷奨励のため
		支払条件	安定供給の確保を必要とする品目を取扱う出荷者に対し、受託取扱金額の25/1,000を上限とし支払う。
	買受人	種類	完納奨励金
		内容	卸売代金の期限内完納を奨励するための支出、契約による。
		支払条件	仲卸業社、売買参加者へ、代金決済を完了した買上額に対し、売買の締日より起算して7日目に決済した場合は4/1,000、14日目までに決済した場合は3/1,000を支払う。